

退位特例法 成立

天皇陛下「上皇」に

天皇陛下の退位を実現する特例法が9日午前、参院本会議で可決、成立した。政府は2018年12月の退位と、新天皇の即位を想定しており、逝去によらない代替わりは約200年ぶり。陛下は「上皇」となる。元号改正は19年元日とする案を検討している。昨年8月の陛下によるビデオメッセージを契機とした異例の法整備は、有識者会議や与野党による議論を経て結実した。

代替わり、来年12月想定

明治以降の終身在位制に例外を認める特例法は、退位の対象を1989年に即位した天皇陛下と明示しており、一代限りの適用。恒久化を求める声を踏まえ、政府は「先例になり得る」とした。

与野党は退位について、国会が国民の受け止め方を踏まえ、その都度是非を判断できるとの認識を共有。将来の退位も見据え、1条で退位に至る事情を説明し、恣意的、強制的なものではないと明確化した。

皇后さまは「上皇后」となり、上皇とともに敬称は「陛下」。上皇は再び皇位につく資格や摂政の就任資格を持たない。

新元号は、国民生活への影響を避けるため事前発表する方向で調整。来年12月の退位の場合、同年夏にも発表が見込まれ、退位の期日決定と同時期になる可能性もある。



|| 2016年8月、皇居・御所応接室(宮内庁提供)
象徴としての務めについてのお気持ちを表明される天皇陛下